

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第３項の規定により、本日から１週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和8年2月25日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	貸借期間
1	大郷町	粕川	土手崎	8-7	10年
2	大郷町	粕川	土手崎	8-9	10年
3	大郷町	粕川	土手崎	8-10	10年
4	大郷町	粕川	土手崎	20-1	10年
5	大郷町	粕川	土手崎	20-2	10年
6	大郷町	粕川	土手崎	21-2	10年
7	大郷町	粕川	吉田	71-1	10年